

平成 30 年度障がい者虐待防止対策支援事業について

1. 実施概要

【目的】障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事するもの又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。

【実施体制】市内 11 事業所に虐待防止センターを設置し、業務を実施。

2. 平成 30 年度障がい者虐待の現状について

① 虐待類型別通報・相談件数の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	21	24	19
施設従事者虐待	8	2	20
使用者虐待	1	1	0
計	30	27	39

表 1 虐待類型別通報・相談件数

養護者虐待の通報件数は、前年度より減少しているが、施設従事者虐待の通報件数は、前年度より大幅に増加している。

② ①のうち虐待として認定された件数の推移

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	8	12	15
施設従事者虐待	0	0	0
使用者虐待	0	1	0
計	8	13	15

表 2 表 1 のうち、虐待として認定された件数

平成 28 年度から平成 30 年度までの過去 3 年間の推移をみると、養護者虐待として認定された件数は、増加傾向を示している。

施設従事者虐待及び使用者虐待については、平成 30 年度は虐待として認定された事例はなかった。

③ 養護者虐待について 平成 30 年度 虐待認定件数 15 件

ア 虐待の通報者について

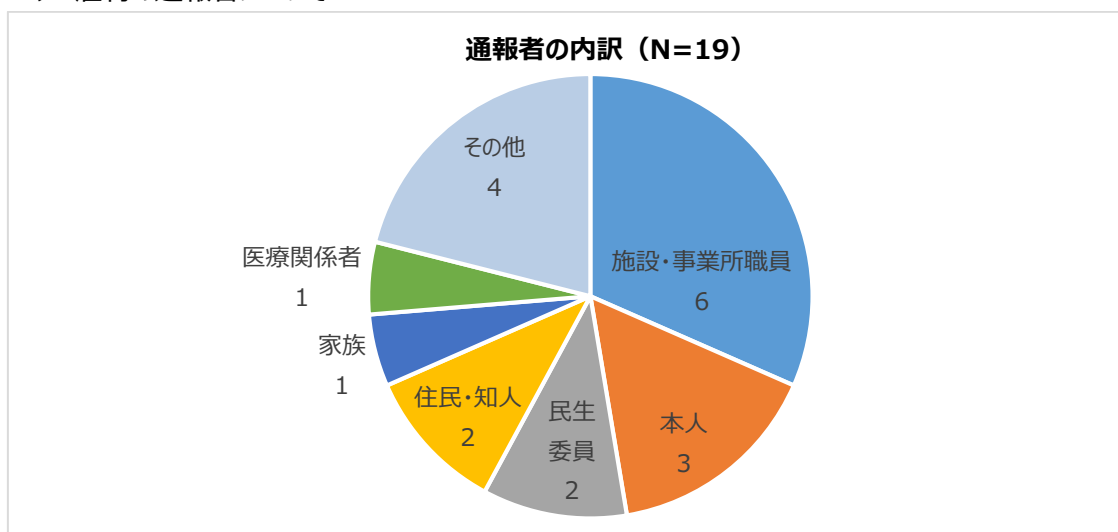


表 2 養護者虐待における通報者の内訳

養護者虐待における通報者は「施設・事業所職員」が 6 件で最も多く、29 年度の 5 件から増加している。本人からの通報は 3 件で、29 年度の 9 件から減少している。

イ 虐待の種類について

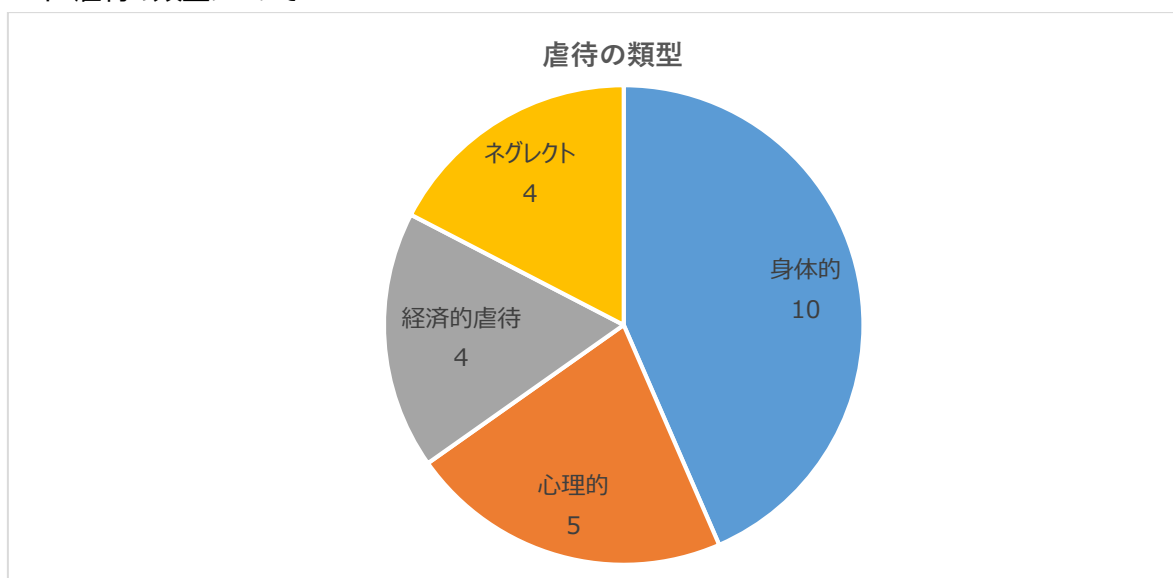


表 3 虐待の種類 (重複あり)

虐待の種類では、「身体的虐待」が 10 件で最も多くなっている。また、複数種類の虐待が 5 件あり、中でも「身体的虐待」と「遺棄・放棄」等の複数種類が多かった。

ウ 被虐待者の年齢

年齢	人数（人）
18～29 歳	5
30～39 歳	4
40～49 歳	4
50～59 歳	2
60 歳以上	0

表 4 被虐待者の年齢

被虐待者の障害種別

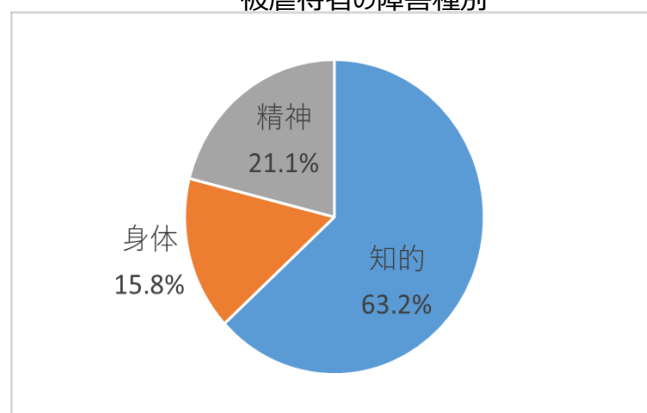


表 5 被虐待者の障がい種別

被虐待者の年齢は、18～29 歳が多く、障がい種別では、知的障がいが多くなっている。

エ 被虐待者から見た虐待者の続柄

続柄	人数（人）
父	1
母	7
兄弟姉妹	5
その他	3

表 6 被虐待者から見た虐待者の続柄（重複あり）

虐待者と被虐待者の関係で、最も多かったのは「母」、続いて「兄弟姉妹」によるものであった。また「その他」は、「夫」「姉の夫」「養父」によるものとなっている。

オ 虐待の要因、環境について

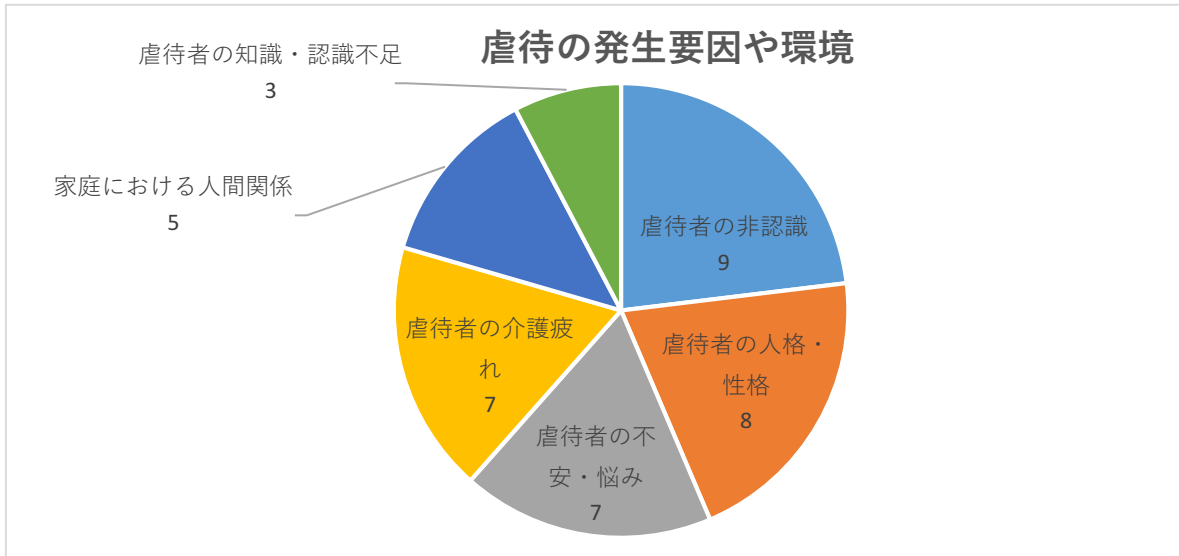


表 8 虐待の発生要因や環境について

表 8 を見ると、発生要因については、「虐待者の非認識」が一番多いが、「虐待者の人格・性格」「虐待者の不安・悩み」「虐待者の介護疲れ」も要因として多く挙げられている。

複数の要因が原因で、虐待が発生していることがうかがえる。

カ 養護者虐待の分離の状況

養護者虐待として認定した件数	15						
うち、分離した件数	7	→	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>契約による障がい福祉サービスの利用</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他（やむを得ない事由等による措置ほか）</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	契約による障がい福祉サービスの利用	4	その他（やむを得ない事由等による措置ほか）	3
契約による障がい福祉サービスの利用	4						
その他（やむを得ない事由等による措置ほか）	3						
うち、分離していない件数	8	→	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>虐待者への助言・指導</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他（定期的な見守り、新たな福祉サービスの利用など）</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	虐待者への助言・指導	1	その他（定期的な見守り、新たな福祉サービスの利用など）	7
虐待者への助言・指導	1						
その他（定期的な見守り、新たな福祉サービスの利用など）	7						

表 9 養護者虐待の分離の状況

平成 30 年度中に発生した養護者虐待について、分離を行ったケースは 7 件で、措置入所契約による福祉サービスの利用のほか、やむを得ない事由等による措置などであった。

また、分離を行っていない場合も、再発防止のための虐待者への助言・指導や定期的な見守りの実施により、被虐待者の安全確保に努めている。

④ 施設従事者虐待について 平成 30 年度虐待認定件数 0 件

⑤ 利用者虐待について 平成 30 年度虐待認定件数 0 件

⑥ 虐待案件の終結状況について

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待件数	13	8	12	15
終結件数	7	3	5	4
継続件数	6	5	7	11
終結率	53.8%	37.5%	41.7%	26.7%

平成 27 年度以降の終結率は減少傾向にあり、案件の長期化が続いていることがうかがえる。
長期化の要因について分析し、課題を検討する必要がある。

3. 平成 30 年度虐待防止講演会の開催

【日時】平成 30 年 12 月 21 日（金）

平成 30 年 12 月 22 日（土）

【会場】清水区役所 ふれあいホールほか

【内容】「フレームワークを活用した自閉症支援」

1 日目 ①講演 ②ワークショップ

2 日目 ①講演 ②ワークショップ

講師 現社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団 宮崎県中央発達
障害者支援センター センター長

水野 敦之 氏

【受講者】1 日目 188 名

2 日目 184 名